



第34回 都道府県対抗 全日本中学生 ソフトテニス大会

選手 内海 遼太さん
(龍野西中2年)



道券 紀美子さん
(新宮町)
大正12年2月23日生



森澤 桂子さん
(揖保川町)
大正12年2月16日生



三木 美智子さん
(新宮町)
大正12年2月16日生



三田 房雄さん
(新宮町)
大正12年2月4日生

祝100歳



第5回 たつので生まれた童謡歌唱コンクール受賞者決まる

たつので生まれた童謡を広く普及・啓発し、今後も歌い継がれることを願い開催する「たつので生まれた童謡歌唱コンクール」の最終審査会を2月5日(日)に開催しました。当日は、一次審査を通過した個人部門23組、合唱部門9団体が出場され、たつので生まれた童謡(歴代三木露風賞受賞作品)を熱唱されました。各部門の受賞結果は次のとおりです。(敬称略)

▶赤とんぼ文化ホール
(☎63・1888)

個人部門	成績	氏名	住所	歌唱曲(三木露風賞受賞回)
	最優秀賞	村尾 歴音	加 東 市	なつの終わり(第8回)
	優 秀 賞	高田 優羽	たつの市	ほたるの ふるさと(第17回)
	優 良 賞	植村 実愛	神 戸 市	手紙をだしたよ おばあちゃん(第1回)
	特 別 賞	出田 詩織	相 生 市	かわいいてんとう虫(第23回)
	特 別 賞	藤田 真碧	神 戸 市	がっこうの かいだん(第26回)

合唱部門	成績	団体名	活動拠点	歌唱曲(三木露風賞受賞回)
	最優秀賞	たつの市青少年少女合唱団	たつの市	がっこうの かいだん(第26回)
	優 秀 賞	Harmony Friends (ハーモニーフレンズ)	神 戸 市	走る(第31回)
	優 良 賞	市川町立市川中学校音楽総合部	市 川 町	ぼくのかみひこうき(第2回)
	特 別 賞	Musica (ムジカーザ)	神 戸 市	かなしみよ さよなら(第6回)



みつ菜の花まつり



菜の花を眺めながら、多彩な催しで春の一日を楽しみませんか。

と き 3月26日(日) 10時～13時30分 ※雨天決行

と ころ 御津町黒崎羽子池駐車場(綾部山梅林入口)

主 催 たつの市連合自治会御津支部

内 容 御津小学校金管バンド部等の発表、各種模擬店、豪華景品が当たる抽選会

▶たつの市連合自治会御津支部事務局(御津総合支所地域振興課内)
(☎322・1001)



光都チューリップフェア

光都チューリップ園で、昨年も多くの来園があった「チューリップフェア」を開催します。18種類、約4万本の華やかなチューリップをぜひ満喫してください。

開園日(予定) 4月1日(土)～ **開園時間** 9時～17時

※開花状況は、ホームページでお知らせします。

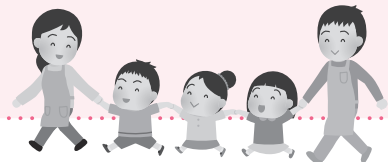
※閉園日は開花状況により設定します。

と ころ 光都チューリップ園(入園・駐車場無料)(上郡町光都2-21)

▶播磨高原広域事務組合 総務課(☎0791・58・0575(土・日・祝日を除く)、<http://www.harimakogen.jp>)



認定こども園の預かり保育事業・認可外保育施設等の利用について



【令和5年度新規利用する方】

幼児教育・保育の無償化により、認定こども園の預かり保育事業(一時預かり事業幼稚園型)・認可外保育施設等を利用する場合、利用料が無償化の対象となります。無償化の対象となるためには、市から「保育の必要性の認定」(施設等利用給付認定の新2号・新3号)を受ける必要がありますので、提出期限までに申請書等をご提出ください。※すでに認定を受けている場合は、申請書等の提出は不要です。

対象事業 ※1	無償化上限額
預かり保育事業(一時預かり事業幼稚園型)	月額11,300円まで
認可外保育施設・一時預かり事業(一般型)・病児保育事業・ファミリーサポートセンター等 ※2	3～5歳児:月額37,000円まで 0～2歳児:月額42,000円まで ※3

※1 無償化の対象となる施設・事業は、市ホームページに掲載しています。

※2 認可外保育施設等は、保育所・認定こども園を利用していない方が対象です。

※3 0～2歳児は、住民税非課税世帯が対象です。

提出書類 給付認定申請書、就労証明書等の「保育を必要とする」ことを証する書類

※申請書類は、各認定こども園、幼児教育課および各総合支所地域振興課市民健康福祉係に設置、市ホームページに掲載

提 出 先 各認定こども園、幼児教育課または各総合支所地域振興課市民健康福祉係

提出期限 利用開始月の前月20日まで

【令和4年度利用中の方】

利用料の給付を受けるためには、市に請求していただく必要がありますので、必ず請求期限までに請求書等をご提出ください。

対象期間 令和4年4月～令和5年3月利用分

提出書類 施設等利用費請求書、利用料領収証明書(各利用施設から発行されたもの)

提 出 先 各認定こども園、幼児教育課または各総合支所地域振興課市民健康福祉係

請求期限 4月14日(金)

▶幼児教育課(☎64・3222)



福祉医療費受給者証に関するお知らせ

4月から小学4年生になる方

現在お持ちの「乳幼児等医療費受給者証」は、4月1日から「こども医療費受給者証」に切り替わります。

3月下旬に新しい受給者証を郵送しますので、4月からは「こども医療費受給者証」を使用してください。新たに手続きする必要はありません。現在お持ちの「乳幼児等医療費受給者証」は、4月になりましたら細かく切るなどして破棄してください。

一部負担金 外来・入院とも自己負担なし

今年度で18歳を迎えられる方

高校生等で「こども医療費受給者証」をお持ちの方は18歳到達後の3月31日をもって資格を喪失します。4月1日から医療機関で診療を受ける際は、保険証のみを提示して診療を受けてください。現在お持ちの「こども医療費受給者証」は、4月になりましたら細かく切るなどして破棄してください。

▶国保医療年金課(☎64・3240)、☎地域振興課(☎75・0253)、☎地域振興課(☎72・2523)、☎地域振興課(☎322・1451)



ファミリーサポートセンター会員を募集

ファミリーサポートセンターでは、次の会員を随時募集しています。

会員の種類

①依頼会員 0歳から小学校6年生までの子どもを預かってほしい人

②協力会員 子どもを預かることができる人

③両方会員 依頼会員と協力会員を兼ねる人

利用できる場合

- ・こども園等までの送迎
- ・こども園等の開始前・終了後の預かり
- ・買い物等で外出するときの預かり 等

利用料金

- ・月曜日～金曜日(7時～21時) 1時間600円
 - ・上記以外の時間帯と土・日・祝日 1時間800円
- ※最初の1時間は規定料金、以降30分ごとに規定料金の半額を加算

※兄弟姉妹を預かる場合、2人目から半額

協力会員への活動支援 依頼会員からの活動報酬に加え、センターから活動助成金を支給しています。

申込・問い合わせ先

たつの市ファミリーサポートセンター(たつの市社会福祉協議会内、はつらつセンター1階)(☎63・5117)

